

特定非営利活動法人 AMIGO PROJECT 公益通報者保護に関する規程

(目的)

第 1 条 特定非営利活動法人 AMIGO PROJECT (以下「この団体」という。)は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「公益通報者保護に関する規程」(以下「この規程」という。)を定める。

(対象者)

第 2 条 この規程は、この団体の役員、及び職員・臨時雇用・契約職員を含むすべての職員(以下「職員等」という。)に対して適用する。

(通報等)

第 3 条 この団体及びこの団体の役員又は職員等の不正行為として別表の不正の定義に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、職員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。

2 前項の申告事項を提供した者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した職員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した職員等も同様とする。

3 職員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第 4 条 この規程に基づいて通報等をする場合、職員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をするすることができる。

1 コンプライアンス規定に定めるコンプライアンス担当理事(以下、ヘルプライン窓口)

(通報等の窓口での対応)

第 5 条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

(通報等に基づく調査)

第 6 条 通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から 20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第 7 条 通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容(ただし、通報者の氏名を除く。)を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果を代表理事に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、ヘルプライン窓口において調査することを原則とする。

3 ヘルプライン窓口における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4 前 3 項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果に基づく対応)

第 8 条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事は速やかに対応を行うものとし、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は代表理事と共有するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。

3 通報等をした職員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第 9 条 通報等を受けたコンプライアンス担当理事は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

2 通報等を受けたコンプライアンス担当理事その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 この団体の役員及び職員等は、コンプライアンス担当理事に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第 10 条 この団体の役員及び職員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(公益通報者保護制度のための教育)

第 11 条 この団体は、この団体の役員及び職員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、職員等はこの団体の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 5年 12 月 1 日から施行する。

(別 表)不正の定義(申告事項) この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

1 法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)

2 この団体の役員、職員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為

3 就業規則その他の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。)

4 この団体の倫理規程に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)

5 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの団体の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上